

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 6月30日
【会社名】	株式会社グリムス
【英訳名】	gremz, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 政臣
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川二丁目 2番 4号 天王洲ファーストタワー19階
【電話番号】	(03) 5769-3500
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 阿部 嘉雄
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川二丁目 2番 4号 天王洲ファーストタワー19階
【電話番号】	(03) 5769-3500
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 阿部 嘉雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

平成28年6月28日開催の当社第11回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金15円

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社へ移行するため、また、株主総会参考書類等への記載事項の一部をインターネットにより開示することを可能とするため、関係する定款の条文を変更する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、田中政臣、那須慎一、三浦幹之、善村賢治、加藤孝介、石垣康治を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、手塚博水、西本昌道、福島泰三を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を年額200,000千円以内とし、各取締役に
対する金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30,000千円以内とし、各監査等委員である取締役に
対する金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとする。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）のストック・オプションに関する報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対してストック・オプションとして発行
する新株予約権を、年額10,000千円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	31,372	82	-	(注)1	可決 99.71
第2号議案	31,414	40	-	(注)2	可決 99.85
第3号議案					
田中 政臣	31,385	69	-	(注)3	可決 99.76
那須 慎一	31,385	69	-	(注)3	可決 99.76
三浦 幹之	31,385	69	-	(注)3	可決 99.76
善村 賢治	31,365	89	-	(注)3	可決 99.69
加藤 孝介	31,384	70	-	(注)3	可決 99.75
石垣 康治	31,384	70	-	(注)3	可決 99.75
第4号議案					
手塚 博水	31,357	97	-	(注)3	可決 99.67
西本 昌道	31,375	79	-	(注)3	可決 99.72
福島 泰三	31,377	77	-	(注)3	可決 99.73
第5号議案	31,370	84	-	(注)1	可決 99.71
第6号議案	31,338	116	-	(注)1	可決 99.61
第7号議案	31,346	108	-	(注)1	可決 99.63

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

2. 議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によるものであります。

3. 議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上